

輪島市監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年 1月 7日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成25年12月20日（金） 輪島市立劔地公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成24年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、劔地公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業仁岸ふるさと交流会補助金
- ・コミュニティ活動推進事業仁岸地区社会体育大会補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 各補助事業を通し、学習拠点というだけでなく、いこいと交流の場として重要な公民館の役割を果たす目標を持って日々取り組んでいる様子が伺われた。今後も、地域住民の要望に応えた活動や子ども教室の充実、高齢者の健康維持を目指し事業を推進されたい。
- 公民館においては、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることを期待する。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。